

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月13日
【会社名】	日立造船株式会社
【英訳名】	Hitachi Zosen Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役会長兼社長 谷所 敬
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区南港北一丁目7番89号
【電話番号】	06(6569)0022
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 岩下 哲郎
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井六丁目26番3号
【電話番号】	03(6404)0800
【事務連絡者氏名】	総務部 東京総務グループ長 長谷川 修
【縦覧に供する場所】	日立造船株式会社東京本社 (東京都品川区南大井六丁目26番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2019年10月4日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号、第12号および第19号の規定に基づき臨時報告書を提出しましたが、訴訟の解決の内容について、相手方との交渉の結果、開示可能な範囲が拡大しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正内容】

訂正箇所には下線を付しております。

### 4. 当該訴訟の解決があった年月日（当該事象の発生日）、解決の内容および損害賠償支払金額

解決の内容および損害賠償支払金額

（訂正前）

当社からSTPIに対して和解金5百万米ドルを支払うとともに、シールド掘進機の補修のために当社およびSTPで発生した費用はそれぞれが負担することにより、STPIは訴えを取り下げる和解が成立しました。

（訂正後）

当社からSTPIに対して和解金5百万米ドルを支払うとともに、シールド掘進機の補修のために当社およびSTPで発生した費用はそれぞれが負担すること、および、別途米国裁判所で係属中であるSTPが提起し、Hitachi Zosen U.S.A. Ltd.が原告として参加している保険金請求権確認訴訟の結果によっては、当社の損失が一部回復するまたは当社が追加で費用を一部負担するという条件により、STPIは訴えを取り下げる和解が成立しました。

以 上